

平戸市農業委員会第12回総会議事録

■開催日時：令和2年3月26日（木）9時30分～10時30分

■開催場所：平戸市役所3階大会議室

■農業委員：19人中17人出席 欠席委員：3、7番  
※委員名簿は議事録末に添付

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 楠富事務局長 橋口総務農地班長 山本主査 大石主任主事

■関係課 村瀬農林課主任主事

■書記の職氏名 職氏名：楠富事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第72号 非農地通知申出について

議案第73号 第12回農用地利用集積計画(案)について

議案第74号 第11回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議案第75号 令和2年度平戸市農作業賃金等標準額について

報告第20号 農地法第3条の規定による許可について

報告第21号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届について

報告第22号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p><b>■日程1 開会宣言</b></p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和元年度平戸市農業委員会第12回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、丸田会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p><b>■日程2 会長あいさつ</b></p> <p>委員の皆様、おはようございます。本日は、あいにくの雨模様ですが、桜がほころぶ季節となりました。また委員には公私御多忙の中、3月期総会に出席いただきありがとうございます。</p> <p>新聞テレビで報道されていますが、新型コロナウイルスが世界的な流行となり、日本をはじめとして混乱をきたしているところであります。長崎県でも2例目の報告がありました。</p> <p>報道によると県内大学生が外国留学の帰省後に発症とのことでしたが、身近なところで発症事例が出たと聞きますとやはり不安な気持ちが出てまいります。一日も早く感染の拡大が沈静化終息することを願うばかりです。</p> <p>本日の議題は、議案6件・報告3件であります。委員皆様の慎重審議、闊達なご意見をいただきますようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日、欠席のご連絡をいただいた委員は、農業委員3、7番委員から欠席の届出の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして丸田会長にお願いいたします。</p>
会長	<p><b>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</b></p> <p>それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p>

会長	<p>それでは、議事録署名委員に2番、4番委員、書記に事務局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p>
	<p><b>■日程第4 会務報告</b></p>
会長	<p>次に日程第4、3月の会務報告及び4月の会務予定について事務局が報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは3月の主な会務報告をいたします。(3月会務報告を報告) 次に4月の行事予定を申し上げます。(4月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは次回、4月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を4月27日(月曜日)午前9時30分とし、場所は、市役所3階大会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を4月27日(月曜日)午前9時30分とし、場所は、市役所3階大会議室において行うことといたします。</p>
	<p><b>■日程第5 議事</b></p> <p>《議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について》</p>
	<p>次に、「議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局からの提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 2-1ページをお願いします 整理番号1番。譲渡人、譲受人については記載のとおり。 申請農地地目は田で、地積は83㎡、自作で、譲受人の現在の耕作面積、13,887㎡、所有権移転した後の面積13,970㎡になり、下限面積50アールをクリアしています。事由としては、経営効率化のため所有権移転を交換で行ないます。 つづきまして、整理番号2番。譲渡人、譲受人については記載のとおり。 申請農地地目は田で、地積は167㎡、自作で、譲受人の現在の耕作面積、12,079.91㎡、所有権移転した後の面積12,246.91㎡になり、下限面積50アールをクリアしています。事由としては、経営効率化のため所有権移転を交換で行ないます。 つづきまして、整理番号3番。譲渡人、譲受人については記載のとおり。</p>

事務局	<p>申請農地地目は田で、地積は1,418㎡、他3筆、計9,351㎡、自作で、譲受人の現在の耕作面積、3,632㎡、所有権移転した後の面積12,983㎡になり下限面積50アールをクリアしています。事由としては、経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>つづきまして、整理番号4番。譲渡人、譲受人については記載のとおり。</p> <p>申請農地地目は畑で、地積は1,952㎡、自作で、譲受人の現在の耕作面積、9,360㎡、所有権移転した後の面積11,312㎡になり下限面積50アールをクリアしています。事由としては、経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行ないます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第70号について、原案のとおり許可することで、皆さん、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第70号を原案のとおり許可することで決定いたします。</p> <p>《議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書3-1ページをお願いします。整理番号1番。</p> <p>譲渡人、譲受人については、記載のとおり、申請農地地目は田で、29㎡、用途は駐車場用地、農地種別は第2種、事由としましては、駐車場建設のため、契約については所有権を売買で行ないます。</p> <p>被害防除計画ですが、雨水については自然流下、汚水などの発生はなく、また、周囲に農地もないことから、日照、通風による周辺農地への影響はありません。</p> <p>なお、この案件は、昭和44年頃に車庫を建設し、その後、修理を行ないながら現在も利用しております。既に20年以上が経過しており、簡易手続相当の違反案件ということで長崎県農地転用事務指針第4の1の(3)該当し、「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、</p>

事務局	<p>20年以上引続き非農地である土地」に該当することから、備考欄に記載しておりますが、県の追認許可が出ております。</p> <p>つづきまして、整理番号2番。譲渡人、譲受人については、記載のとおり、申請農地地目は田で、954㎡、他4筆、計2,553㎡、用途は太陽光発電施設用地、農地種別は第2種、事由としましては、太陽光発電施設建設のため、契約については所有権を売買で行ないます。</p> <p>被害防除計画ですが、雨水については自然流下、汚水などの発生はなく、また、設備の高さを約1.5mとすることから、日照、通風による周辺農地への影響はないものと思われまます。</p> <p>なお、令和2年2月26日付、元平農第863-6号において、農振農用地の除外手続きは完了しております。</p> <p>つづきまして、整理番号3番。譲渡人、譲受人については、記載のとおり、申請農地地目は畑で、873㎡、他1筆、計1,704㎡、用途は太陽光発電施設用地、農地種別は第3種、事由としましては、太陽光発電施設建設のため、契約については所有権を売買で行ないます。</p> <p>被害防除計画ですが、雨水については自然流下、汚水などの発生はなく、また、設備の高さを約1.5mとすることから、日照、通風による周辺農地への影響はないものと思われまます。</p> <p>なお、令和2年2月26日付、元平農第863-6号において、農振農用地の除外手続きは完了しております。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。</p>
16番委員	<p>議案71号、整理番号1番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和2年3月16日午後1時40分頃から、南部地区農業委員、推進委員、代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請人は、昭和44年頃から、駐車場として申請地を利用しており、雨水については、自然流下とし汚水等は発生しないとのことでありました。周囲は山林及び小規模な農地があるものの、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
11番委員	<p>議案71号、整理番号2番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和2年3月16日午後1時頃から、南部地区農業委員、推進委員、代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請人は県内で太陽光発電設備設置を手がけている業者で、平戸市内に太陽光発電設備設置を計画しているとのことでありました。</p>

11 番委員	<p>雨水については、自然流下及び水路放流するとのことでした。</p> <p>また、申請地周辺の農地は、現在、耕作しておりますが、施設の高さを1.5 m程度とするため、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
6 番委員	<p>議案71号、整理番号3番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和2年3月16日午前9時30時頃から、田平地区農業委員、推進委員、代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請人は県内で太陽光発電設備設置を手がけている業者で、平戸市内に太陽光発電設備設置を計画しているとのことでありました。</p> <p>雨水については、自然流下及び水路放流するとのことでした。</p> <p>申請地周辺の農地は、現在、耕作しておりますが、施設の高さを1.5 m程度とするため、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられました。また、隣接する住居の方へも説明を行ない、承諾を得ているとのことでしたので、問題はないかと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第71号を原案のとおり原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第71号を原案のとおり、原案のとおり許可することで決定いたします。</p> <p>《議案第72号 非農地通知申出について》</p> <p>次に、議案第72号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 4-1ページをお願いします。</p> <p>整理番号1番。申出人は記載のとおり、申出を受けた土地地目は田で、661㎡、他1筆、計786㎡、現況としましては、山林原野化して</p>

事務局	<p>いる状態でした。</p> <p>整理番号2番。申出人は記載のとおり、申出を受けた土地地目は田で、1,057㎡、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>整理番号3番。申出人は記載のとおり、申出を受けた土地地目は畑で、290㎡、他2筆、計1,238㎡、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>整理番号4番。申出人は記載のとおり、申出を受けた土地地目は畑で、406㎡、他2筆、計739㎡、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。</p>
5番委員	<p>議案72号 整理番号1番から4番について一括して補足説明を行ないます。</p> <p>令和2年3月16日午前10時30頃から、中部地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>先月の総会で審議いただきました、宝亀地区の非農地通知申出申請地の周囲でありました。</p> <p>申請地は、現地調査において航空写真で位置を確認しながら調査を行ない、スライドで見て頂いたとおり、各申請農地一帯が従前より耕作されておらず、山林原野化し耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第72号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第72号について、原案のとおり決定いたします。</p>

<p>会長</p>	<p>《議案第 73 号 第 12 回農用地利用集積計画（案）について》</p> <p>次に、議案第 73 号「第 12 回農用地利用集積計画(案)」について、議事参与の関係で、議事参与以外の分から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案の説明は 5 ページになります。5-1 ページ上段をお願いします。利用権設定各筆明細は、農業基盤強化促進法による賃借権になります。</p> <p>整理番号 1 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目「田」、面積 1,285 m<sup>2</sup>ほか 1 筆合計 1,548 m<sup>2</sup>、設定する利用権については、記載のとおりです。整理番号 2 番についてはご一読をお願いします。</p> <p>計、新規 2 件、3 筆、面積 4,705 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>つづきまして、議案書 5-1 ページ下段をお願いします。利用権設定各筆明細は、農業基盤強化促進法による使用賃借権になります。</p> <p>整理番号 3 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目「田」、面積 999 m<sup>2</sup> ほか 1 筆 合計 2,562 m<sup>2</sup>、計、新規 1 件 2 筆、面積 2,562 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>つづきまして、5-2 ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構による使用賃借権になります。整理番号 4 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目「田」、面積 1,100 m<sup>2</sup> ほか 2 筆 合計 3,407 m<sup>2</sup>、計、新規 1 件、3 筆、面積 3,407 m<sup>2</sup> となっています。</p> <p>つづきまして、議案書 5-2 ページ下段をお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通して使用賃借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号 5 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目「田」、面積 2,292 m<sup>2</sup>ほか 1 筆合計 3,448 m<sup>2</sup>設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>計新規 1 件 2 筆面積 3,448 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>集積計画の説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p>



会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>同議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 73 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《 議案第 74 号第 11 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について 》</p> <p>次に、「議案第 74 号 第 11 回農用地利用配分計画（案）に対する意見」についてでありますが、</p> <p>この議案につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に基づき、6 番委員の退席を求めます。</p> <p>（6 番委員退席）</p> <p>それでは、議案第 74 号について事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明は 6 ページになります。6-1 ページをお願いします。</p> <p>設定する利用権の種類については、農地中間管理事業にかかる使用貸借権になります。</p> <p>整理番号 1 番、貸付人及び借受人については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目「畑」、面積 1,100 m<sup>2</sup>ほか 2 筆面積 3,407 m<sup>2</sup>設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>また、この総会資料から 1 月総会時に指摘がありました配分計画の前段において、いつの時点で集積計画の承認をいただいているかを記載する欄を資料の右端に設けました。</p> <p>整理番号 1 番については、本日、前議案、第 73 号の集積計画において承認をいただいた案件でございます。</p> <p>合計、新規 1 件 3 筆面積 3,407 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>配分計画の説明は以上になります、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>それでは、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 74 号 1 件について、原案のとおり決定することで、ご異議ありませんか。</p>

会員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議なしと認め、議案第 74 号 1 件を、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>それでは、6 番農業委員の入場を求めます。</p> <p>(6 番委員入場)</p>
事務局	<p>《 議案第 75 号 平戸市農作業賃金等標準額について 》</p> <p>次に、「議案第 75 号 平戸市農作業賃金等標準額」について、事務局の提案説明を求めます。</p> <p>議案の説明は 7 ページになります。農地法第 5 2 条の情報公開規定に基づき、令和 2 年度の農作業賃金標準額を設定し周知するために算定表を作成しましたので、その内容についてお諮りするものでございます。議案書 7-2 ページ、および付属資料の確認をお願いします。</p> <p>議案書は左から、作業項目、今年度額、来年度額、来年度額の設定の参考としました資料である各市の参考値を記載しております。</p> <p>また付属資料のほうは、各標準額の設定した内訳、算定根拠を記載しております。その裏側が、実際に広報等において周知を図る様式となっております。では改めて議案書において確認させていただきます。</p> <p>議案書 7-1 ページ上段、農作業賃金の項目につきましては、長崎県最低賃金の額を最低額とし、作業の時間を 8 時間とした場合の金額で下限額を設定しております。上限額に関しましては他市と足並みをそろえさせてもらって 7 千円の上限を据置とさせていただいております。</p> <p>また農機具の運転に関しても下限を長崎県最低賃金に合わせ、特殊車両などの運転技術を考慮し最低賃金の 8 時間分に 500 円増としております。</p> <p>その下段、時給に関しても最低賃金を基準として設定しております。次に時給の下、農作業受託料金についてですが、トラクターの作業は平成 29 年(最新)の九州地区の平均作業額並みに合わせています。</p> <p>飼料作関係の作業料金に関しましては他市の事例についても設定していない場合が多く、比較検討が難しい項目ではありますが、添付資料の項目、モアーによる刈取りを 1 反あたり千円かつ、その機械操作の技術的な金額を 1,000 円とし、反当たり 2,000 円で設定し、独自の要素が強くなっています。</p> <p>フォレンジハーベスタはおおよそトラクターと同水準、集草レーキによる作業は草刈りと同程度の金額とさせてもらっています。</p> <p>資料梱包、ロールの作成に関しては、ミニロールがおおよそ 200 円</p>

事務局	<p>ほど、大きなロールが 1000 円～2000 円程度であると見て、設定させてもらっています。荒田搔きから下の各水稻関係の作業については、おおよそ農業会議所の資料にそって作成しておりますが、その中でもコンバインについては、上限が 15,000 円程度であり、他市の状況も鑑みて、上限を 15,000 円に設定させていただきました。また、苗代に関して農協からも意見を伺い 1 箱 600 円とさせていただきます。設定指標としては以上となりますが、作業内容や、指標設定の考え方について、改善、修正したほうが良い項目がある場合について、皆さんのご意見をお願いします。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p>
15 番委員	<p>農地で農機具以外のユンボ使用をした場合は、本表ではどの部分に該当するのですか。</p>
事務局	<p>議案書ではなく、別添で配布しました公示用一覧表下部の注意書きに記していますが、農作業賃金欄の農機具運転項目にあたります。</p>
15 番委員	<p>この金額では安いようだが。</p>
事務局	<p>重機個々の賃借料設定は他市の事例も非常に少ないことから、従前の金額と同じとしたところであります。あくまでも参考価格という考え方をしております。</p>
15 番委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>他に質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 75 号の農作業賃金等標準額について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 75 号の農作業賃金等標準額について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《報告第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可について》</p> <p>次に、「報告第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可」について、事務局の報告説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案書 8 - 1 ページをお願いします。</p> <p>本案件は、2月の総会で審議いただきました、農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明の件について、証明願者の一人が競落し、当該者より農地法第3条許可申請が提出され、許可指令書を交付したことから、農業委員会へ報告するものになります。</p> <p>整理番号1番、譲受人は記載のとおり、申請農地地目は田で1,013㎡、他1筆、計3,145㎡、自作で、出願人の現在の耕作面積6,050㎡であり、下限面積50アールを超えており問題はありません。</p> <p>事由については経営規模拡大のため、公売落札による所有権移転となります。以上、報告いたします。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第20号を終わります。</p> <p>《報告第21号農地法第4条第1項第9号の規定による届出について》</p> <p>次に、「報告第21号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 9 - 1 ページをお願いします。整理番号1番、申請者については、記載のとおり。申請農地地目は畑で、24㎡、用途としては、農業用施設用地、農地種別は第2種、事由は農業用倉庫建設のため。</p> <p>この案件は、所有者は農地法第4条の届出が必要であることを知らずに倉庫を建築し始めたのですが、農地パトロール中の農業委員から指導を受け、同日、農業委員会へ相談及び届出を行なっております。</p> <p>整理番号2番、申請者については、記載のとおり。申請農地地目は畑で、15㎡、用途としては、農業用施設用地、農地種別は第2種、事由は農業用倉庫建設のため。なお、農地の有効活用のため、2筆にまたがっております。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第21号を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>《報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について》 次に、「報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 10-1 ページをお願いします。貸人、借人は記載のとおりです。貸借農地地目は田 36 m<sup>2</sup>外 2 筆、計 208 m<sup>2</sup>、契約内容については備考欄のとおりです。 次に、整理番号 2 番貸人、借人は記載のとおりです。貸借農地地目は田 1100 m<sup>2</sup>外 2 筆、計 3407 m<sup>2</sup>、契約内容については備考欄のとおりです。 なお、解約理由につきましては、相手方変更のための解約となります。報告第 22 号の説明については以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)  それでは質疑を終結し、報告第 22 号を終わります。</p>
<p></p>	<p><b>■日程第 6 閉会</b> 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。 以上をもちまして、平戸市農業委員会第 12 回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。  閉会時刻：10 時 30 分</p>

	議長 _____ 印
	議事録署名人
	2番委員 _____ 印
	4番委員 _____ 印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
平戸北部	19	丸田保
	2	岡村勝彦
	17	福田延之
	3	阿部榮
	10	柘屋可恵
平戸中部	5	本山勝茂
	18	永田守
	9	前川一夫
平戸南部	16	大山光敏
	11	青崎日出男
	13	山下忠平
生月地区	7	谷本雅嗣
	8	川村政幸
	1	蜜山隆満
田平地区	6	松本一郎
	4	小川隆友
	12	大山荒助
大島地区	15	藤沢和正
	14	松山浩幸